

委託業務特記仕様書（令和6年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（Web会議【発注者指定型】）

第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Web検査【発注者指定型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第10条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（本業務の特記仕様事項）

第11条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

打樋川他治水計画業務 特記仕様書

1 目的

本業務は、打樋川水系打樋川の今後の河川整備のあり方について、近年の水文資料や新たな知見を踏まえ、治水に関わる基礎的な調査と検討を実施するものである。気候変動による降雨量の影響を踏まえ、基本高水のピーク流量を見直し、現況河道状況や関連する事業の治水効果なども踏まえ、河道への配分流量をとりまとめる。

2 業務内容

2.1 計画準備

業務の目的・趣旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

2.2 資料収集・整理

業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書等を収集及び整理し、とりまとめを行うものとする。また、河道の平面・縦断・横断図、既往浸水実績図、治水地形分類図、地形図、土地利用図、国土数値情報等の貸与された資料又は他機関等により収集した資料を整理する。

2.3 計画高水の検討

既往業務である「R5阿土 打樋川他 阿南・津乃峰他 治水検討業務」（以下、「既往検討」と記す）にて実施している計画高水の検討結果に、「アンサンブル予測降雨波形を用いた検討」を加えるなど、総合的な観点で計画高水を定める。

2.3.1 気候変動を考慮した主要降雨波形による検討のとりまとめ

「既往検討」における実績引き伸ばし時間雨量データを用いた以下の検討内容をとりまとめる。

- ・計画規模の設定
- ・検討対象降雨群（実績引き伸ばし）の設定
- ・降雨継続時間の設定
- ・流出計算モデルの構築

上記検討結果に、対象降雨の地域分布及び時間分布の検討による棄却などを加える。

2.3.2 アンサンブル予測降雨波形を用いた検討

4℃上昇のシナリオ RCP8.5 における近未来の気候（2℃上昇時：およそ 2040 年頃、世界平均の地上気温が産業革命当時と比べて 2℃上昇）を前提とした降雨波形を用いて、計画高水の検討を行う。

(1) 大規模アンサンブル実験データの収集・整理

文部科学省及び気象庁によって整備・公開されている「気候予測データセット 2022」を収集・整理し、年最大流域平均雨量標本を作成する。

(2) アンサンブル予測降雨波形の抽出

計画対象降雨の降雨量近傍の洪水を抽出し、検討対象降雨群（アンサンブル予測）とする。

(3) ピーク流量算定

検討対象洪水時のピーク流量を、流出計算モデルを用いて算出する。

(4) 検討対象洪水に不足する降雨パターンの確認

上記までの検討対象降雨群のクラスター分析を実施し、将来発生頻度が高まるものの計画対象降雨群（実績引き伸ばし）に含まれていないクラスターの確認を行う。

2.3.3 計画高水流量の決定

既往主要洪水、対象計画降雨の妥当性、近隣他河川との比較、次項で検討する河道改修や遊水施設等の洪水調節施設の実現可能性等を考慮し、基本高水・計画高水流量を決定する。

2.4 洪水流下に必要な断面の設定

打樋川を対象に、洪水流下に必要な断面の設定を行い、必要な対策を整理する。

2.4.1 現況流下能力の把握

現況河道断面を用いて不等流計算等により河道の流下能力を算定し、現況河道の評価を行う。

2.4.2 洪水流下断面の検討

2.3.3 において検討した基本高水流量が、安全に流下可能となる流下断面を設定する。また、洪水調整施設等への配分について整理するとともに、河川改修の早期実現性も踏まえた、暫定改修断面（1 ケース）についても検討を行う。

2.5 打樋川水系河川整備基本方針（変更素案）の作成

「とくしま川づくり委員会」に提示する打樋川水系河川整備基本方針（変更素案）及び関係機関との調整等に関する説明資料等を作成する。

詳細な記載項目・内容は監督員と協議の上で決定する。

2.6 報告書等の作成

受注者は、業務の成果として、その調査・検討結果等を特記仕様書に定められた項目に対応させて、調査・検討等の実施過程及び結果をとりまとめるものとする。

2.7 打ち合わせ協議

打ち合わせ協議は、原則として着手時 1 回、中間時 1 回、成果納入時 1 回の計 3 回とする。